



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第651号 令和5年12月1日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
44	クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則	消費者くらし安全局 安全衛生課
45	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課
46	徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	教育委員会

【訓令】

番号	表題	担当課名
12	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則**（規則第四十四号）

一 次に掲げる規則について、営業の譲渡による地位の承継に係る様式等を定めることとした。

1 クリーニング業法施行細則

2 理容師法施行細則

3 美容師法施行細則

4 食品衛生法施行細則

5 旅館業法施行細則

6 興行場法施行細則

7 公衆浴場法施行細則

8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和五年十二月十三日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第四十五号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和五年十二月十三日から施行することとした。

● **徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日**を定める規則（規則第四十六号）

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日は、令和五年十二月二十八日とすることとした。

徳島県規則第四十四号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月一日

徳島県知事

後藤田

正

純

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和三十一年徳島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(備考4を除く。)中「 」を「 」に改め、同様式の備考4を削る。

様式第一号の二(備考4を除く。)中「 」を「 」に改め、同様式の備考4を削る。

様式第四号の四その二中「 」を「 」に改め、同その二を同様式その三とし、同様式その一中「 」を「 」に改め、同その一を同様式その二とし、同その二の前に次のように加える。

様式第4号の4 その1 (第5条の2関係)

営業の譲渡による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
 東部保健福祉局長

住所
 届出者 氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり営業の譲渡により営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称	
	所 在 地	
無店舗取次店	名 称	
	車両の保管場所	
	自動車登録番号 又は車両番号	
譲 渡 人	住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の 所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	
営業の譲渡の年月日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとにその名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(理容師法施行細則の一部改正)

第二条 理容師法施行細則(昭和三十四年徳島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(備考6を除く。)中「 」を「 」に改め、同様式の備考6を削る。

様式第七号その二中「 」を「 」に改め、同その二を同様式その三とし、同様式その一中「 」を「 」に改め、同その一を同様式その二とし、同その二の前に次のように加える。

様式第7号 その1 (第5条関係)

営業の譲渡による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住所

届出者 氏名

年 月 日生
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

1 理容所 所在地

名称

2 譲渡人 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 営業の譲渡の年月日 年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(美容師法施行細則の一部改正)

第三条 美容師法施行細則(昭和三十四年徳島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(備考6を除く。)中「 」を「 」に改め、同様式の備考6を削る。

様式第七号その二中「 」を「 」に改め、同その二を同様式その三とし、同様式その一中「 」を「 」に改め、同その一を同様式その二とし、同その二の前に次のように加える。

様式第7号 その1 (第5条関係)

営業の譲渡による地位承継届

年 月 日

徳島県 総合県民局長 殿
東部保健福祉局長

住所

届出者 氏名

年 月 日生
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

1 美容所 所在地

名称

2 譲渡人 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 営業の譲渡の年月日 年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第四条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年徳島県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、同条第四号中「省令」の下に「第六十七条の二第二項、」を加える。

第十三条中「食品衛生管理者設置(変更)届」を「食品衛生管理者選任(変更)届」に改める。

様式第七号の(表)中「。」を「。」に改め、同様式の(裏)を次のように改める。

(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

備考 太枠内は、営業の許可を受けようとする場合にのみ記載すること。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第12条関係）

（表）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

徳島県知事 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄	
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)		
	譲渡した者の住所 (法人にあつては、所在地)			
	譲渡年月日	年 月 日		
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等)		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：			
	被相続人の氏名	(ふりがな)		
	被相続人の住所			
	相続開始年月日	年 月 日		
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)		
	合併により消滅した法人の所在地			
	合併年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)			

(裏)

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

様式第九号の表中「、」を「、」に改め、同様式の裏中「、の」を「、の」に、「、又は」を「、又は」に、「許可番号」を「許可の番号」に改め、同裏の備考中「、」を「、」に改める。

様式第十号中「、」を「、」に、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第五条 旅館業法施行細則(昭和五十七年徳島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(旅館業の譲渡に係る承認申請書)

第二条の二 省令第一条の三第一項の申請書は、様式第一号の二によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第一条の三第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲受人が法人の場合にあつては、当該法人の業務を行う役員の名簿

二 前条第二項第一号に掲げる図面

第三条第二項第二号中「前条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

様式第一号(備考4を除く。)中「、」を「、」に改め、同様式の備考4を削り、同

様式の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2 (第2条の2関係)

旅館業の譲渡に係る承認申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者(譲受人) 住所
 (法人にあつては、主たる) フリガナ
 事務所の所在地及び名称 氏名
 並びに代表者の氏名

年 月 日生

申請者(譲渡人) 住所
 (法人にあつては、主たる) フリガナ
 事務所の所在地及び名称 氏名
 並びに代表者の氏名

旅館業を承継したいので、次のとおり申請します。

旅館業の施設	所在地			
	名称		電話番号	
	許可の年月日及び番号	年 月 日	第	号
譲渡の予定年月日		年	月	日
譲受人が1から8までに該当することの有無	有・無 (有の場合は、該当区分)	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 禁錮以上の刑又は旅館業法に基づく罰金以下の刑の執行が終わつた日等から起算して3年を経過していない者 刑の執行が終わつた日等 年 月 日 4 許可の取消しの日から起算して3年を経過していない者 許可の取消しの日 年 月 日 5 旅館業法第3条第2項第5号に規定する暴力団員等 6 未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの (1) 法定代理人の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わつた日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 7 業務を行う役員が1から5までのいずれかに該当する法人 (1) 当該役員の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わつた日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び業務を行う役員の名簿
- (3) 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図(おおむね100メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。)

様式第二号及び様式第三号中「、」を「、」に「」

旅館業の施設		所在地	
名	称		

電話番号		
------	--	--

旅館業の施設		所在地	許可の 及び
名			

地			
称	電話番号		
年月日 番号	年	月	日 第 号

に改める。

様式第四号中「、」を「、」に「合併(相続)」を「旅館業の譲渡・合併(分割)・益譲」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第六条 興行場法施行細則(昭和五十九年徳島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書及び第四号を削る。

第二条の二第二項中「様式第一号の三」を「様式第一号の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二条の二第二項の規定により興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業の譲渡による地位承継届(様式第一号の二)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

様式第一号(備考4を除く。)中「、」を「、」に改め、同様式の備考4を削る。

様式第一号の三中「、」を「、」に改め、同様式を様式第一号の四とする。

様式第一号の二中「、」を「、」に改め、同様式を様式第一号の三とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2（第2条の2関係）

興行場営業の譲渡による地位承継届

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
年 月 日生
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話（ - - ）

興行場営業の譲渡により興行場の営業者の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

1 興行場名称

所在地

2 譲渡人氏名

住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

3 興行場営業の譲渡の年月日 年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第七条 公衆浴場法施行細則(昭和六十年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書及び第五号を削る。

第二条の二第二項中「様式第一号の三」を「様式第一号の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第一条の二第一項の届書は、様式第一号の二によるものとする。

様式第一号中「法人にあつては、」を「法人にあつては、「に」、「次」を「、次」に、「、その」を「、その」に、「、成分、冊法、」を「、成分、冊法、「に改め、備考5を削る。

様式第一号の三中、「」を「」に改め、同様式を様式第一号の四とする。

様式第一号の二中、「」を「」に改め、同様式を様式第一号の三とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2 (第2条の2関係)

浴場業の譲渡による地位承継届

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
年 月 日生
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕
電話 (- -)

浴場業の譲渡により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、次のとおり届け出ます。

1 公衆浴場 名 称

所在地

2 譲 渡 人 氏 名

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 浴場業の譲渡の年月日 年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

様式第二号中「,」を「、」に、「相統（合併）」を「浴場業の譲渡・相統・合併（分割）」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年徳島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

「1

様式第四号中「,」を「、」に改め、「相統（合併・分割）により」を「1

2

「1 食鳥処理場の名称及び所在地

地位を承継した年月日

を 2 地位を承継した理由 事業の譲渡 ・ 相

食鳥処理場の名称及び所在地

3 地位を承継した年月日

統 ・ 合併 ・ 分割
に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第四十五号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八十二号を第八十九号とし、第三十三号から第八十一号までを七号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十八 旅館業法等改正法附則第九条第二項の規定による営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第三十一号を第三十七号とし、第二十八号から第三十号までを六号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十二 旅館業法等改正法附則第八条第二項の規定による営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第二十六号を第三十一号とし、第二十号から第二十五号までを五号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三 旅館業法等改正法附則第七条第二項の規定による浴場業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第十八号を第二十二号とし、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。

十九 旅館業法等改正法附則第三条第一項の規定による旅館業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第十五号の2中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は第三条の四第一項の規定」に、「旅館業の許可を受けた」を「営業者の」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 旅館業法等改正法附則第六条第二項の規定による興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 旅館業法等改正法附則第五条第二項の規定による営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「旅館業法等改正法」という。）附則第四条第二項の規定による営業の譲渡により許可営業者又は届出営業

者の地位を承継した者の業務の状況の調査

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 旅館業法等改正法附則第十条第二項の規定による食鳥処理の事業の譲渡により食鳥処理業者の地位を承継した者の業務の状況の調査

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

徳島県規則第四十六号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第四十号）の施行期日は、令和五年十二月二十八日とする。

徳島県訓令第十二号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。
別表第四消防保安課の項課長の欄第八号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十二月二十一日から施行する。